

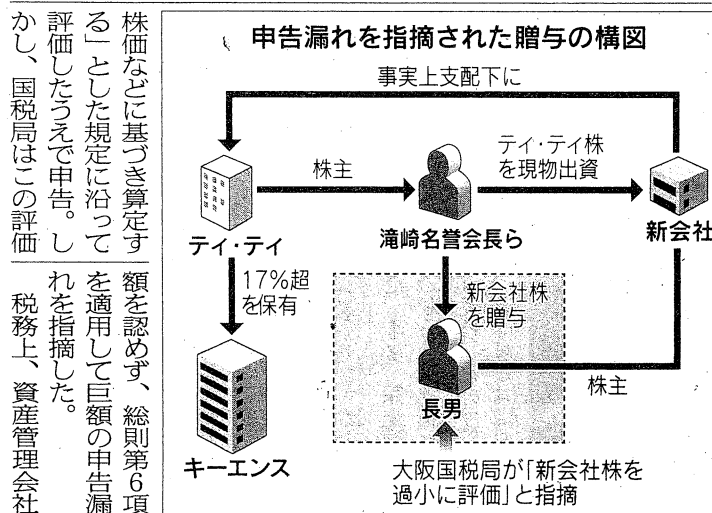
# 資産実態 厳格に判断

## 国税 富裕層の監視強化

### キーエンス 創業者株贈与

キーエンス創業者が進めた親子間での贈与に対し、大阪国税局が税の網をかかけた。16日明らかになった1500億円を超える申告漏れ。株式を取得した創業者の長男は、国税庁の通達に従う形で申告していたが、資産評価が実態とかけ離れていたと指摘された。富裕層による租税回避行為に厳しい目が向けられるなか、税務当局は厳格な課税判断を示した形だ。(1面参照)

国税局は今回、キーエンスの17%超の株式を持つ資産管理会社「ティ・ティ」を事実上支配する会社の株式の評価額を問題にした。同社の株式はキーエンスの創業者、滝崎武光名誉会長らが長男に生前贈与していた。相続税法は相続や贈与で取得した財産について、時価で評価して申告



の株式評価が問題化したケースとしては、旧トステム(現LEXILグループ)創業者の長女に対する相続を巡って国税当局が追徴課税したことが明らかになっている。相続や贈与に絡む租税回避は株式に限らず、マシンの評価額が階層などで差がつかないことに目を付け、高額の高層階を購入、納税額を低く抑える「タワマン節税」も広く知られる。こうした状況のなか、東京、大阪、名古屋の各国税局は2014年から、富裕層の納税行動を監視する専門チームを立ち上げ、資産状況や投資行動の情報収集を進めており、国税幹部は「ごく一部の富裕層だけが税金を極端に圧縮できる現状は看過できない」と話す。今後も税務当局が、富裕層の租税回避に総則第6項を適用する可能性はある。ただ、かねて同項は適用基準が曖昧とされ、納税者側が予見できない課税処分を受ける、といった意見も根強い。国税OBの税理士は「そもそも第6項は乱用されるべきではない。行き過ぎた税逃れを防ぐには、通達が定めた資産評価の方法をより精緻に見直す必要がある」と指摘する。